

光市都市再生推進協議会 第3回会議 議事録

日時：令和6年8月26日（月）14:00～15:50

会場：光市教育委員会ホール

【出席者】

委員：11名（欠席7名）

オブザーバー：2名

事務局：6名

【内容】

開会

1 会長あいさつ

2 議事

(1) 居住誘導区域（素案）について

事務局から資料に沿って議題説明ののち、質疑応答等

● 委員

居住誘導区域（素案）について、光駅周辺の南側などの白地の部分はなぜ区域からはずれているのか。公共用地なので個人の住宅として土地利用しないということか。

● 事務局

図面上の白く表示されている地域はベースエリアに設定されていない。

市営住宅の前には防風林があるが、自然公園などは居住誘導区域には指定するべきではないと国の指針で定められている。防風林についても類似施設として居住誘導区域から除外するという整理をしている。

準工業地域についても居住には適さないエリアとして除外している。

白地という言葉が出たが、今回は用途地域や市街化区域を変更する予定はない。あくまで居住誘導区域を設定するものであり、用途地域や市街化区域は現状のままである。

● 委員

防災指針というのは国から示されたものがあるのか。

● 事務局

近年、激甚化する災害の増加により、立地適正化計画に関わる都市再生特別措置法が令和2年9月に法改正され、居住誘導区域の災害リスクの低減に向けた防災指針の設定が義務化されている。

● 委員

岩田駅周辺の施策の中に街路灯・防犯灯の設置があるが、街路灯の設置間隔についてご存知なら教えていただきたい。

● 事務局

県道の改良工事を山口県が実施しているが、街路灯の設置間隔については承知していない。

● 委員

基準はないのか。

● 事務局

自動車交通量25,000台以上の交通量の多い道路では一定間隔の連続照明を設置するが、そこまでの交通量がない地点では交差点だけや安全確保が必要なところを中心に設置している。防犯灯については、地域の皆さんの声をいただきながら限られた財源の中で設置に努めている。

● 会長

委員の皆さんに確認していただきたいのは、5地区に居住誘導区域を指定する原案に対してこのまま作業を進めてよろしいかというところである。

5地区のうち2地区、光駅周辺～島田市と市役所周辺は都市拠点なので将来的にも一定の人口を保つことができる。他の3地区のうち、島田駅周辺は、人口密度は高いが災害履歴があり、岩田、室積については、人口の減少率が高い。それら3地区についても居住誘導区域に設定するという原案が出た。

● 副会長

各地区の概要資料について、光駅周辺～島田市と市役所周辺の地区の3つの目的のうち、③が他の地区の書きぶりとは違っている。③は他の地区では安心・安全の観点の記述となっているように思うがこの2地区には安心・安全の観点が抜けていてもよいのか。

● 事務局

ご指摘の2地区に関しても、もちろん安全・安心の観点を入れて居住誘導区域の設定を行い、誘導施策の検討に関しても安全・安心の観点を入れて検討していく。

● 副会長

施策の中に反映はされているが、文言として目的の中に反映されていなくてもよいのか。

● 会長

安心・安全はどここの地区にも絶対に必要な話である。あえて記載のある地区とそうでない地区があることに違和感があるので整理した方がよいのではないかという指摘である。

● 事務局

光駅周辺～島田市、市役所周辺の2地区は、現在の立地適正化計画で都市機能誘導区域を設定する中で、①～③の目標を設定している。残りの3地区については、今回事務局で上位計画である総合計画や現在の立地適正化計画の記載内容から検討したものとなっているが、いただいた意見等も含めて整合性を図りながら考えていく。

● 会長

都市機能誘導区域と居住誘導区域が被っているので、表現の仕方など誤解が無いように作業を進めていただきたい。

● 委員

三島地区（島田駅周辺）は浸水被害があったが、そういった地域について居住誘導区域をどのように検討されたのか。

● 事務局

居住誘導区域は令和2年度を目途に検討を進めていたが、平成30年7月豪雨の被害を受けたため一旦検討を休止し、その後慎重に検討を進めてきた。

三島コミュニティセンターの防災対策や河川監視カメラの設置による地図情報を活用した災害関連情報の一元的な集約を行うことで効果的な防災対策を実施し、防災ポータルを活用した避難指示や情報の提供を行っている。また、島田川水系河川整備計画の促進として平成30年7月豪雨以降、護岸のかさ上げや河道の拡幅などを実施しており、市と県がハード、ソフトの両面から防災・減災の取組を進めている。国では流域治水や国土強靱化の取組を進めており、防災・減災対策の方針を示している。光市でもこれらの国の方針に基づいて安全対策を行っていく。光市では流域治水プロジェクトとして県や近隣市と取り組んでおり、国土強靱化計画についても策定したところである。

防災指針の設定も義務化されたので国の立地適正化計画策定の手引きに基づき検討を進めているが、居住誘導区域の設定にあたっては生命の保護の観点から、災害リスクのある場所全てを除外するわけではなく一定未満の災害リスクについては許容し、対策を行っていくこととする。島田川に関しては洪水浸水想定区域の浸水深3.0m以上を居住誘導区域から除外することとしている。その根拠としては、3.0m以上になると垂直避難が困難になることが国の1つの目安として示されており、近隣市町でも多く採用されている基準である。

こうした区域の設定やハード・ソフト対策を行ってリスクの低減を図ることとしている。

● 会長

居住誘導区域（素案）のブルーに着色されている部分はL2の3.0mの浸水が想定される場所なので、本来はこの部分も薄緑（居住誘導区域）に塗りたいところだが、平成30年豪雨で災害被害に遭ったので浸水想定が3.0mを超えるところは居住誘導区域から除外している。残った薄緑のところは居住誘導区域に指定されている。赤や黄色の着色箇所は土砂災害の危険性が高いので除外されている。

● 事務局

副会長の意見に対する補足だが、居住誘導区域の方針に関わる部分がポイントとなると思う。5地区のうち光駅周辺～島田市と市役所周辺の2地区については都市拠点として位置づけ、広域的な高次の都市機能を集約・維持し、市全体の生活利便性や質を高める都市づくりを進めていくこととしている。現計画では都市機能誘導区域を設定しており、各地区の特性に応じて病院や大規模小売店舗などを誘導施設として掲げ、都市機能を誘導していくことと

している。こうした都市機能を維持し、さらには市全体の利便性を高めるためには、居住の観点からも取組が必要だと考えている。都市機能誘導区域も設定されている2地区についてはより重点的に居住を誘導できるような取組を行えるよう調整を図っていきたいと考えている。そうした背景がある中で、先ほどのご指摘のように書きぶりに少し違いが出ているものとする。

● 会長

都市機能誘導区域と居住誘導区域の性格の違いも出てくると思うので、それが分かるようにご対応いただければと思う。

● 委員

ベースエリアが飛び地になっている場合は居住誘導区域から除外すると記載があるが、島田駅周辺は居住誘導区域が飛び地になっているように見える。これについては居住誘導区域に含むということでよいのか。

凡例が分かりにくいので、居住誘導区域を囲むなどした方がわかり易いのではないのか。

各地区の方向性についてだが、先ほど都市拠点の2地区は都市機能誘導区域と共通しているとのことだったが、現実には都市機能誘導区域と共通していない部分もあり居住誘導区域の方が大きな区域となるかと思う。どちらの地区についても人口密度の確保について記載があるが、都市機能の維持をめざすのであれば、人口密度の確保が目指すべき数値になるのか、どのようなお考えなのか。また、約20年後の人口密度をなんらかの施策をもってこれくらいまで高くしたい、もしくは維持したいという目標があるのか。それと施策や事業がリンクしているのかイメージが掴みづらい。今の光市に住んでいる方をコンパクトに集めたいのか、社会増減を増やしたいのかわかり易く施策について記載いただければと思う。

● 会長

本質的な質問だと思う。

1点目は、島田駅周辺について飛び地は居住誘導区域に指定しないということだったが、L2と重なる部分が飛び地となっており、これはどういう運用をしていくのか。丸めてしまった方がわかりやすいのではないかという指摘。

2点目は、居住誘導区域と都市機能誘導区域が重なっているという話だが、居住誘導区域の方が都市機能誘導区域より広いので記載内容をもう少し精査しないと、どちらの区域に関連するかによって方針など変わってくるのではないかという指摘。

● 事務局

1点目について、今回の資料ではどこがハザードエリアと重なっているか見やすくするために居住誘導区域がまだらになってしまったが、計画書では居住誘導区域としてすべて着色し、注意書きで浸水深3.0m以上のエリアは除外する旨を記載予定である。

2点目について、人口の目標値については、次回の会議で提示予定である。移住・定住の促進に関連する施策・事業例として「東京圏から本市に移住する場合の移住支援」を記載しているが、例えば、居住誘導区域へ移住する場合の補助を増やすことによって世帯数の増加

をめざす施策を打ち出し、目標値としては現実的な数値を算定して目標を達成できるようにしたいと考えている。

● 会長

居住誘導区域を都市機能誘導区域にかぶせるからといって、都市機能誘導区域の方針を乗せてしまうと、居住誘導区域の方針とは違う内容の方向性が出てきてしまい、目標設定が違ってくるのではないかということ。

● 事務局

この地区については目標設定をもう一度見直すことにする。

● 会長

引き続きご検討をお願いします。

(2) 防災指針の設定について

事務局から資料に沿って議題説明ののち、質疑応答等

● 会長

議事(1)の委員からの質問に関連する内容で、資料2 P.15右上に災害のリスク回避として居住誘導区域からそもそも除外する項目が記載されている。残った地域については災害リスクの低減ということでハード・ソフトの対策を実施するという考え方になる。

資料2 P.15の対策①～⑦の記載内容とP.16以降の対応方策との関連が分かりにくい。対象地域に居住している方が自分の地域の災害リスクについて確認し、P.16以降を見た際に対策との関連性が見えるようにした方が資料としてわかりやすので検討をお願いします。

● 副会長

本日の資料は3つあったが、最終的には1つの資料にまとめられるのか。本日の資料が全体構成の中のどの部分にあたるのか教えていただきたい。

● 事務局

平成31年3月に現行計画を策定しており、その構成は計画の概要、都市づくりの基本的な方向性、誘導施策などについて記載しているが、この中に居住誘導区域と防災指針についても追加する予定である。

資料1-1 P.3に全体構成について記載しているが、現行の立地適正化計画において都市機能誘導区域と誘導施策を既に定めている。この度、現行計画の都市づくりの基本的な方向性に基づき、居住誘導区域の設定と居住誘導区域への誘導施設の設定をすることとなっている。それに加えて、令和2年の法改正により義務化された防災指針についても盛り込むこととしている。

● 会長

光市の場合はイレギュラーで、ずいぶん前に計画を策定しているが、平成30年豪雨によって策定作業が休止になってしまった。現行の立地適正化計画では都市機能誘導区域とその誘

導施策のみを先行して公表している。現在は考え方なども整理されたので、再度、居住誘導区域と誘導施策を考えるために協議会が設置された。その間、法律が改定され、激甚化する災害への対応に向けて立地適正化計画の中に防災指針を盛り込むことが義務付けられたので、既に策定されている立地適正化計画に居住誘導区域と誘導施策、防災指針を組み込む作業を現在実施していることになる。できれば今年度中に全体を作り上げることが事務局の意向となっている。

● 副会長

既に公表されているものに付け加えるという理解でよろしいか。

● 会長

その理解で間違いない。

● 委員

この協議会で話し合っていることの地域住民に対する周知徹底は今後、どれだけ行うのか。会長から早めに完成させたいとの説明があったが、私共の大和コミュニティでは居住誘導区域や誘導施策という言葉を知っている者はいないだろう。その中で、早めに設定に向けて進めることについて意見は持ち合わせておらず、大変不安である。もっと住民への周知の方法を考えなくてはいけないのではないか。少なくとも半分の住民が居住誘導区域というものが作られるということを知っている状況にしなければ、この協議会は前に進まないような気がする。

● 会長

早くと言も言っておらず、事務局が今年度中の策定を目指しているという言い方をしている。

● 事務局

市民への説明は市のホームページへ協議会の開催状況を掲載している。また、広報を活用しながら積極的に努めていく予定である。皆さまにもご協力をお願いしたい。市においても周知徹底に努めてまいりたい。

● 会長

これからのスケジュールを次回説明した方がよい。パブリックコメントの実施予定なども協議会において周知した方がよい。

● 事務局

市の基本的な計画については市民等の意見を考慮して意思決定を行うとともに、意見に対する考え方を公表するパブリックコメントの実施を考えている。また、都市計画審議会も開催予定であり、広く皆さまのご意見を伺う予定である。

● 委員

私見だが、パブリックコメントは出す方、受ける方の双方が仕事の場合は有効だが、出す方は仕事で受ける方は仕事ではない場合には有効ではない。パブリックコメントの使い方はいかがなものかと思う。

- 会長

委員が言われているように地元にどのように計画内容や協議のプロセスを知らせるかは重要なので事務局で検討していただき、できる範囲で策定までに調整していただきたい。

- 事務局

手続きとしてパブリックコメントの実施はするが、その有効性についてのご意見については理解した。その他には、都市計画審議会と市議会説明し、ご意見を伺う予定である。

3 その他

- 事務局

次回の会議は概ね10月の中頃を目途に開催したい。日程については追って連絡するが日中の開催を想定している。

本日、発言できなかったご意見、ご提言があれば後日、都市政策課までお知らせいただきたい。

閉会